

### ⑥「父と子のよい歯のコンクール」を開催

**対象** 満3歳～6歳（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の未就学児とその父親

**申込期限** 7月21日（木）必着

**申込方法** はがきまたはFAXで、①父子の氏名（ふりがな）②郵便番号③住所④電話番号⑤かかりつけまたは最寄りの歯科医院を記入の上、次へお申し込みください。申込者には口腔診査票を送りますので、歯科医院で口腔診査を受けてください。

**入賞者** 最優秀者1組、優秀者5組

**申・問** 〒310-0911 水戸市見和2-292  
茨城県歯科医師会 8020 事業係  
TEL 029-252-2561  
FAX 029-253-1075

### ⑦「8020 高齢者よい歯のコンクール」を開催

**対象** 昭和6年3月31日以前の生まれで（80歳以上）、ご自分の歯を20本以上お持ちの方（治療していても結構です。）

※入賞歴のある方の応募はご遠慮願います。

**申込期限** 7月21日（木）必着

**申込方法** はがきまたはFAXで、①郵便番号②住所③氏名（ふりがな）④性別⑤生年月日⑥電話番号⑦かかりつけまたは最寄りの歯科医院を記入の上、次へお申し込みください。申込者には口腔診査票を送りますので、歯科医院で検診を受けてください。

**入賞者** 最優秀1名、優秀5名、シニア賞1名

**申・問** 〒310-0911 水戸市見和2-292  
茨城県歯科医師会 8020 事業係  
TEL 029-252-2561  
FAX 029-253-1075

④ページ **健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。**  
かさま健康ダイアル24

### ⑧社労士会連合会 復興支援ほっとラインのお知らせ

全国社労士会連合会は、東日本大震災で被害を受けられた方を対象に、雇用労働問題、労働社会保険と中小企業支援に関する無料電話相談窓口「社労士会 復興支援ほっとライン」を開設して相談を受け付けています。

被災者の方からの、雇用保険の給付などによる生活資金の確保や健康保険・年金に関する相談のほか、経営者の方からの、経営資金や従業員への給与支払いなどの相談について、労働社会保険の専門家である社労士が電話でご相談をお受けします。

#### <主な相談内容>

- ・会社が倒産してしまい、働くことができない。
- ・地震によるけがで入院しているが、医療費を払えない。
- ・社屋を建て直して事業を再開するための資金を借りたい。 など

**受付時間** 平日の午前10時～午後5時

**電話番号** 0120-000-528

**問** 茨城県社会保険労務士会  
TEL 029-226-3296

### ⑨り災証明書の受付および被災者相談窓口について

今回の震災に対応する総合的な窓口として、災害対策室で「り災証明書」の受付および相談を行ってきましたが、6月1日（水）から変更になります。

**6月1日から「り災証明書の受付」「相談窓口」**

**本所：市民課 支所：市民窓口課**

なお、被災者支援の各制度や税金の減免等については各課担当となりますので「相談窓口」にご相談ください。

また、甚大な被害を受けた住宅の「り災証明書」の発行については、被害調査を行いますのでなるべく早めに申請をお願いします。

「り災証明書」様式は、ホームページからダウンロードできるほか、本所市民課、支所市民窓口課でも配布しています。

**問 災害全般について：総務課（内線210）**  
**り災証明について：市民活動課（内線134）**  
**被災者生活再建制度について：社会福祉課（内線157）**  
**市税の減免等について：税務課（内線110）**

### ③国道50号夜間通行止めのお知らせ

滝川横断歩道橋設置工事において、新設橋設置および旧橋撤去に伴い、国道50号の夜間通行止めを行います。ご理解とご協力をお願いします。

**工事名** H22 滝川横断歩道橋設置工事

**予定工期と規制内容** **1回目（新設歩道橋設置作業）**

通行止め 7月8日（金）午前0時～0時10分（10分間）

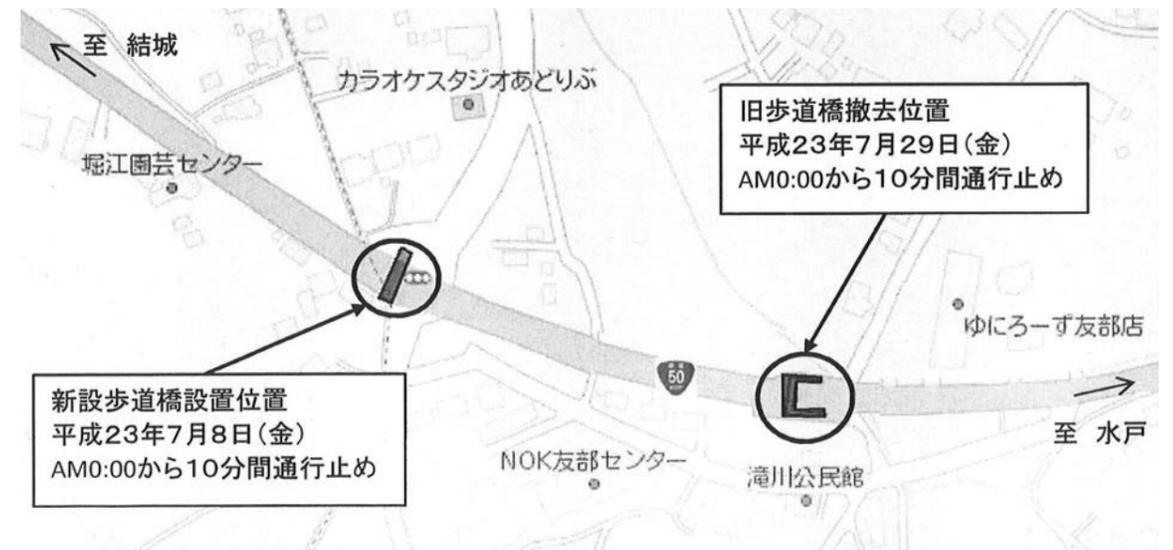
**2回目（旧歩道橋撤去作業）**

通行止め 7月29日（金）午前0時～0時10分（10分間）

**場所** 笠間市小原地内

**問** 国土交通省 関東地方整備局常陸河川国道事務所 道路管理第二課 TEL 029-240-4073  
岩瀬国道出張所 TEL 0296-75-2476

日立造船株式会社 TEL 0296-73-5252



### ④「在宅訪問歯科保健事業」をご存知ですか？

「もう歯医者に通うのは無理だから…」と、入れ歯が合わなくて思うように食べられなかったり、むし歯で歯が痛かったりしても、我慢したりあきらめたりしてはいませんか？

市では、笠間市歯科医師会の協力のもと、寝たきり等で通院が困難な方に在宅で治療を提供する『訪問歯科保健事業』を実施しています。

入れ歯が合わない、むし歯がある、口の中の清掃がよくできない等、お困りで利用を希望される方は、友部保健センターまでご連絡ください。

ご相談、ご不明の点等もお気軽にお問い合わせください。

**申・問** 友部保健センター TEL 0296-77-9145

### ⑤身近なみどりの整備事業を行いますので、提案をお寄せください

市では、県が森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川などの自然環境の保全を目的に導入した「森林湖沼環境税」を活用して、通学路・公共施設・住宅団地等周辺の森林整備（除間伐・下草刈り等）を地域住民の皆さんのご意見等を参考に実施しています。

事業の対象地は、森林面積が500㎡以上で、市と森林所有者の間で10年間の森林保全に関する協定を結ぶことが条件となります。

大切な森林と生活環境を守るため、地域住民の皆さんのご協力をお願いします。

なお、提案された森林については、荒廃度や重要性を調査し決定しますので、事業の対象にならないことや、翌年度以降の実施となることもあります。

**募集期限** 8月31日（水）

**申・問** 農村整備課（内線530）

「申」は申込み先、「問」は問合せ先の略です。 ③ページ